

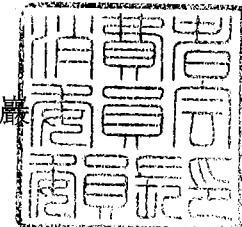


府消委第131号  
平成30年6月13日

内閣総理大臣  
安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 高巣



答申書

平成30年5月30日付消食表第273号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定及び別表の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定及び別表の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適當とする。

別添

○食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）（抄）

## 食品表示基準の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

定期する無菌充填豆腐をいう。保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠した。その年月日、食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限り。）の項の中欄に掲げる事項、食肉製品（食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。以下この表において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、乳の項の中欄に掲げる事項、乳製品の項の中欄に掲げる事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品の項の中欄に掲げる事項、鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）の項の中欄に掲げる事項、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行つたものを除く。）を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、生かきの項の中欄に掲げる事項、ゆでがにに係る飲食に供する際に加熱を要するかどうか

（）の項の中欄に掲げる事項、食肉製品（食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。以下この表において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、乳の項の中欄に掲げる事項、乳製品の項の中欄に掲げる事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品の項の中欄に掲げる事項、鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）の項の中欄に掲げる事項、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行つたものを除く。）を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、生かきの項の中欄に掲げる事項、ゆでがにに係る飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこの項の中欄に掲げる事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行つたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、鯨肉製品に係る気密性のある容器包装に充てんした後、

かの別、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装がまばこの項の中欄に掲げる事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行つたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、鯨肉製品に係る気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法、冷凍食品の項の中欄に掲げる事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に係る食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加圧加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉練り製品を除く。）、容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超えて、かつ、水分活性が〇・九四を超えて、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたたない条件で加熱殺菌された

その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法、冷凍食品の項の中欄に掲げる事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に係る食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）、容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超えて、かつ、水分活性が〇・九四を超えて、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであるため、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するためには、摂氏十度以下の冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを殺菌又は除菌を行つていな

ものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するため摂氏十度以下の保存をするものに係る要冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを原料とする清涼飲料水に係る殺菌又は除菌を行つていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であつて殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）

2

〔略〕

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないので、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には

旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であつて、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）

2

〔同上〕

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないので、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には

、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

〔一～十三 略〕

〔十三の二 無菌充填豆腐に関する事項〕

〔十四～三十 略〕

〔二～四 略〕

(義務表示の特例)

第十一條 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

容器包装に入れないので販売する場合	〔略〕
保存の方法 消費期限又は賞味期限 所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 食品である旨 即席めん類に関する事項 食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)に関する事項 食肉 製品(食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。)に関する事項 乳 に関する事項 乳製品に関する事項 乳 原料とする食品に関する事項 乳 鶏の液卵に関する事項 切	保存の方法 消費期限又は賞味期限 所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 食品である旨 即席めん類に関する事項 食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)に関する事項 食肉 製品(食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。)に関する事項 乳 に関する事項 乳製品に関する事項 乳 原料とする食品に関する事項 乳 鶏の液卵に関する事項 切

、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

〔一～十三 同上〕

〔号を加える〕  
〔十四～三十 同上〕

〔二～四 同上〕

(義務表示の特例)

第十一條 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

容器包装に入れないので販売する場合	〔同上〕
保存の方法 消費期限又は賞味期限 所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 食品である旨 即席めん類に関する事項 食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)に関する事項 食肉 製品(食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。)に関する事項 乳 に関する事項 乳製品に関する事項 乳 原料とする食品に関する事項 乳 鶏の液卵に関する事項 切	保存の方法 消費期限又は賞味期限 所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 食品である旨 即席めん類に関する事項 食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)に関する事項 食肉 製品(食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。)に関する事項 乳 に関する事項 乳製品に関する事項 乳 原料とする食品に関する事項 乳 鶏の液卵に関する事項 切

〔略〕

(義務表示)

**第十五条** 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあっては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。  
 この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。  
 「一〇十 略」

する事項	冷凍食品に関する事項	ミネラルウォーター類に関する事項	する事項	冷凍果実飲料に関する事項	する事項	鯨肉製品に関する事項	する事項	魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項	する事項	魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項	する事項	魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項
------	------------	------------------	------	--------------	------	------------	------	------------------------------	------	------------------------------	------	------------------------------

〔同上〕

(義務表示)

**第十五条** 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあっては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。  
 この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。  
 「一〇十 同上」

する事項	冷凍食品に関する事項	容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項	する事項	缶詰の食品	する事項	鯨肉製品に関する事項	する事項	魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項	する事項	魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項	する事項	魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項
------	------------	---------------------	------	-------	------	------------	------	------------------------------	------	------------------------------	------	------------------------------

十の二 無菌充填豆腐に関する事項

〔十一～二十七 略〕

(義務表示の特例)

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。以下この表において同じ。)する場合	名称 (容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ぱれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びふぐを除く。)であつて、生食用のもの(凍結させたものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐの精巣及びふぐの皮である。生食用でないもの、切り身にしたふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類(生かきを除く。)を凍結させたもの及び生かきを除く。)原産地 内容量 食品関連事業者の氏名に
--	---

〔号を加える〕  
〔十一～二十七 同上〕

(義務表示の特例)

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。以下この表において同じ。)する場合	名称 (容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご、食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びふぐを除く。)であつて、生食用のもの(凍結させたものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐの精巣及びふぐの皮である。あつて生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類(生かきを除く。)を凍結させたもの及び生かきを除く。)原産地 内容量 食品関連事業者の氏名に
--	---

容量 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 玄米及び精米に関する事項  
栽培方法 (しいたけに限る。以下同じ。) 解凍した旨 (以下同じ。) 養殖 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。)

〔略〕	〔略〕
-----	-----

(義務表示の特例)  
第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定の用に供する場合又は多数の者に対する譲渡(販売を除く。以下この表において同じ。)の用に供する場合	名称 (容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ぱれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)、生乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類(生き及びふぐを除く。)であつて、生食用のもの(凍結させたものを除く。以下この表において同じ。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだものの並びに切り身にし、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮で
--	--

(義務表示の特例)  
第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

〔同上〕	〔同上〕
------	------

設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定の用に供する場合又は多数の者に対する譲渡(販売を除く。以下この表において同じ。)の用に供する場合	名称 (容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご、食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)、生乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類(生き及びふぐを除く。)であつて、生食用のもの(凍結させたものを除く。以下この表において同じ。)、皮をはいだものの並びに切り身にし、生食用のもの(凍結させたものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだものの並びに切り身にし、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮で
--	---

〔略〕	〔略〕	ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。）原産地
-----	-----	---

（義務表示）

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

〔一〕五 略  
 六 アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項  
 〔七〕十四 略

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	

次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶

〔同上〕	〔同上〕	にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。）原産地
------	------	---

（義務表示）

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

〔一〕五 同上  
 六 あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項  
 〔七〕十四 同上

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	

次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶

ジ

ジ

詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。)をいう。

一 家畜、家きん若しくは家兎の

肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの(以下この表、

別表第四、別表第五及び別表第

二十二のソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。

て單に「原料臓器類」という。

又は塩漬しないで、ひき肉し又

はすりつぶしたもの(以下この

表、別表第四及び別表第二十二

のソーセージの項において単に

「原料臓器類」という。又は

魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は

塩漬しないで、ひき肉し又はす

りつぶしたもの(魚肉及び鯨肉

量の割合が十五パーセント未満

であるものに限る。以下この表

及び別表第四のソーセージの項

において単に「原料魚肉類」と

いう。)を加え又は加えないで練り

合させたものをケーシング等に充

てんした後、くん煙し又はくん煙

しないで加熱し又は乾燥し

ジ

ジ

詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。)をいう。

一 家畜、家きん若しくは家兎の

肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの(以下この表、

別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原

料畜肉類」という。)に、家畜

、家きん若しくは家兎の臓器及

び可食部分を塩漬し又は塩漬不

ないで、ひき肉し又はすりつぶ

したもの(以下この表、別表第

四及び別表第二十二のソーセー

ジの項において単に「原料臓器

類」という。)又は魚肉若しく

は鯨肉を塩漬し又は塩漬不

ないで、ひき肉し又はすりつぶ

したもの(魚肉及び鯨肉の原材料及

び添加物に占める重量の割合が

十五パーセント未満であるも

のに限る。以下この表及び別表第

四のソーセージの項において単

に「原料魚肉類」という。)を

加え又は加えないで、調味料及

び香辛料で調味し、結着補強剤

又は加えないで練り合わせたも

の(原)を加え又は加えないで練り

合させたものをケーシング等に充

てんした後、くん煙し又はくん煙

しないで加熱し又は乾燥し

たもの(原)

	「同上」	「同上」	「二、五 同上」
リオナソ ーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに 係るこの表の下欄四に規定するもの のうち、原料臓器類（豚の脂肪層を 除く。）及び原料魚肉類を加えてい ないものをいう。	この表の中欄に掲げるソーセージに 係るこの表の下欄一又は三に規定す るものうち、牛腸を使用したもの 又は製品の太さが三十六ミリメート ル以上のもの（豚腸を使用したもの 及び羊腸を使用したもの）を除く。」	料畜肉類中家畜及び家きんの肉 の重量が家兎の肉の重量を超え 、かつ、原料畜肉類の重量が原 料臓器類の重量を超えるものに 限る。）

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品 表示事項	表示の方法	類 マカロニ	「略」	部D各条 の項の豆 腐に規定 する無菌 豆腐	1食品の 格基準第 物等の規 品、添加 無菌充填 豆腐(食)	常温で 保存が可 能である 旨及び常 温で保存 できる旨 における 賞味期限 した場合 の年月日 の文字を 冠したそ れをいう。
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「常温保存可能品」の文字を表示する。

ロニアソーセージに係るこの表の下欄二に規定するものを除く。)をい

別表第十九（第四条、第五条関係）

「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

「略」	「略」	「略」	「略」
即席めん類に関する事項	無菌充填豆腐に関する事項	食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」

別表第二十三（第十三条関係）

「略」  
即席めん類に関する事項  
無菌充填豆腐に関する事項  
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項  
「略」

「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
即席めん類に関する事項 「项を加える」 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項 「同上」	「同上」 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項 「同上」	「同上」 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項 「同上」	「同上」 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項 「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

別表第二十三（第十三条関係）

「同上」  
即席めん類に関する事項  
「项を加える」  
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項  
「同上」



「略」

「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この府令は、公布の日から施行する。